

石 手 川 ダ ム 操 作 規 則

国四整訓第 14号

令和元年 6月28日

目 次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 貯水池の水位等 (第 3 条～第 8 条)
- 第 3 章 貯水池の用途別利用 (第 9 条～第 11 条)
- 第 4 章 洪水調節等 (第 12 条～第 17 条)
- 第 5 章 貯留された流水の放流 (第 18 条～第 24 条)
- 第 6 章 点検、整備等 (第 25 条～第 27 条)
- 第 7 章 雑 則 (第 28 条)

附 則

## 第 1 章 総 則

( 通 則 )

第 1 条 石手川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

( ダムの用途 )

第 2 条 石手川ダムは、洪水調節並びにかんがい用水及び水道水の供給をその用途とする。

## 第 2 章 貯水池の水位等

( 洪 水 )

第 3 条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒 300 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

( 洪水期及び非洪水期 )

第 4 条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6 月 1 日から 10 月 20 日までの期間
- 二 非洪水期 10 月 21 日から翌年 5 月 31 日までの期間

( 水 位 )

第 5 条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

( 平常時最高貯水位 )

第 6 条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高 201.2 メートルとし、洪水調節を行う場合及び第 16 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

( 洪水時最高水位 )

第 7 条 貯水池の洪水時最高水位は、標高 211.5 メートルとし、第 14 条本

文の規定により洪水調節を行う場合及び、第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。  
(最低水位)

第8条 貯水池の最低水位は、標高174.7メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第9条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高201.2メートルから標高211.5メートルまでの容量4,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水の供給のための利用)

第10条 かんがい用水の供給は、標高174.7メートルから標高201.2メートルまでの容量6,300,000立方メートルのうち最大1,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第11条 水道用水の供給は、標高174.7メートルから標高201.2メートルまでの容量6,300,000立方メートルのうち最大5,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 松山河川国道事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 松山地方気象台から中予(松山市)において、降雨に関する注意報又

は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

2 所長は、第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

( 洪水警戒体制時における措置 )

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 四国地方整備局その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の 操 作 に 関 し 必 要 な 措 置

( 洪水調節 )

第14条 所長は、流入量が、毎秒300立方メートルに達した後は、毎秒300立方メートルの水量の流水を放流する方法により、洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

( 洪水調節等における水位の低下 )

第15条 所長は、前条本文の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が平常時最高貯水位を超えているときは、速やかに、水位を平常時最高貯水位に低下させるため、毎秒300立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の流量を限度とし

て、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第16条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第18条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

一 第25条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒300立方メートルとする。

(放流の原則)

第19条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第20条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあっては当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持)

第 2 1 条 所長は、流水の正常な機能の維持のため、脇井手堰地点及び市之井手地点においてそれぞれ別表第 1 及び別表第 2 に掲げる既得水利の取水に支障を与えないものとする。

( 水道用水の供給のための放流 )

第 2 2 条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、食場地点において別表第 3 に掲げる水量の取水を可能ならしめるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

( 放流に関する通知等 )

第 2 3 条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

( ゲート等の操作 )

第 2 4 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

## 第 6 章 点検、整備等

( 計測、点検及び整備 )

第 2 5 条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

( 観 測 )

第 2 6 条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

( 記 録 )

第27条 所長は、ゲート等を操作し、第25条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

## 第7章 雑 則

( 細 則 )

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。

附 則

この訓令は、令和元年6月28日より適用する。



別表第1 (第21条関係)

脇井手堰地点		単位	毎秒・立方メートル
期	間	水	量
1月	1日から3月31日		0.038
4月	1日から5月5日		0.040
5月	6日から5月31日		0.070
6月	1日から6月30日		0.090
7月	1日から9月30日		0.092
10月	1日から10月10日		0.090
10月	11日から12月31日		0.040

別表第2 (第21条関係)

市之井手地点		単位	毎秒・立方メートル
期	間	水	量
1月	1日から4月10日		0.6
4月	11日から6月5日		1.1
6月	6日から8月31日		1.8
9月	1日から10月5日		1.5
10月	6日から12月31日		0.6

別表第3 (第22条関係)

単位 毎秒・立方メートル

月	月別平均水量	月	月別平均水量
1	0.766	7	0.996
2	0.776	8	1.032
3	0.782	9	0.922
4	0.732	10	0.830
5	0.750	11	0.784
6	0.794	12	0.814
日最大水量		1.146	